

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月30日
【届出者の名称】	株式会社中電工
【届出者の所在地】	広島県広島市中区小網町 6 番12号
【最寄りの連絡場所】	広島県広島市中区小網町 6 番12号
【電話番号】	(082) 291 - 7413
【事務連絡者氏名】	業務本部 総務部長 寺 西 範 昭
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社中電工 (広島県広島市中区小網町 6 番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、通常の運転資金と突発的なリスクへの対応を考慮したうえで、持続的な成長のための投資に内部資金を活用するとともに、業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元を充実していくことにより、中長期的な企業価値の向上を目指しております。株主還元については、業績等を踏まえつつ、持続的・安定的な配当を行うこと、また、経営環境等を総合的に勘案したうえで、必要に応じて自己株式の取得を実施することを基本方針としております。

また、当社は会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を可能とするため、市場買付け及び公開買付け等により自己株式を取得することを目的とするものです。これまで、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、市場買付け、立会外取引及び公開買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。なお、当社は平成27年8月28日開催の取締役会決議に基づき、平成27年8月31日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により700,000株の自己株式の取得を実施しております。

かかる当社の資本政策の基本的な方針を背景として、当社の主要株主である筆頭株主で、かつ、当社のその他の関係会社である中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。本書提出日現在の保有株式数24,392,259株、発行済株式総数（65,138,117株）に対する割合37.45%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））に対して、平成28年1月下旬より、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診していたところ、平成28年9月上旬、中国電力より、その保有する当社普通株式の一部の売却を検討する旨の連絡を受けました。そこで当社は、平成28年9月中旬から、当社普通株式を自己株式として取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に市場株価の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、適切であると判断いたしました。

併せて、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とすること、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により取得することが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成28年10月中旬に、中国電力に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値にディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、協議を行ってまいりました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を平成28年11月上旬に得られました。

これを受けて、当社は、平成28年11月上旬より、本公開買付けの具体的な条件について中国電力と引き続き協議を行いました。当該協議を踏まえ、当社は、平成28年11月下旬に、一定期間（本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日である平成28年11月28日までの過去1ヶ月間）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して9%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、中国電力へ連絡したところ、平成28年11月下旬、中国電力は、上記条件で公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である2,500,000株（発行済株式総数に対する割合3.84%）について、応募する意向を表明しております。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、中国電力以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から2,750,000株（発行済株式総数に対する割合4.22%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

当社は、平成28年11月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日である平成28年11月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,178円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して9%のディスカウントを行った1,982円（円未満四捨五入。以下、買付価格の計算において同じとします。）とすることを決議いたしました。

なお、当社の社外監査役である松村秀雄は、中国電力の取締役を兼務しており、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、平成28年11月29日開催の取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場において中国電力との協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付けの決済資金としては、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成28年11月10日に提出した第101期第2四半期報告書に記載された平成28年9月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は約61,534百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げも見込まれることから、本公開買付けは当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務の健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。

なお、当社は、中国電力より、本公開買付け後も中国電力が保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は21,892,259株、発行済株式総数に対する割合にして33.61%）については、現時点において、継続保有する方針であるとの説明を受けております。

また、当社は、本公開買付けにより取得した自己株式については、年度末までに消却することを検討いたします。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

65,138,117株（平成28年11月30日現在）

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	2,750,100	5,450,698,200

（注1）取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は、4.22%であります。

（注2）取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数であります。

（注3）取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

（注4）取得することができる期間は、平成28年11月30日（水曜日）から平成29年2月28日（火曜日）までであります。

(4) 【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成28年11月30日（水曜日）から平成28年12月28日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成28年11月30日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金1,982円
算定の基礎	<p>当社は買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場株価として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日である平成28年11月28日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,178円及び平成28年11月28日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,086円を参考にいたしました。</p> <p>一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により取得することが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>上記検討を踏まえ、当社は、平成28年10月中旬に、中国電力に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値にディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、協議を行ってまいりました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を平成28年11月上旬に得られました。</p> <p>これを受けて、当社は、平成28年11月上旬より、本公開買付けの具体的な条件について中国電力と引き続き協議を行いました。当該協議を踏まえ、当社は、平成28年11月下旬に、一定期間（本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日である平成28年11月28日までの過去1ヶ月間）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して9%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、中国電力へ連絡したところ、平成28年11月下旬、中国電力は、上記条件で公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である2,500,000株（発行済株式総数に対する割合3.84%）について、応募する意向を表明しております。</p> <p>以上を踏まえ、当社は、平成28年11月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日である平成28年11月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,178円に対して9%のディスカウントを行った1,982円とすることを決議いたしました。</p> <p>なお、買付価格である1,982円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日（平成28年11月28日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,290円から13.45%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、平成28年11月28日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,178円から9.00%、平成28年11月28日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,086円から4.99%を、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、買付価格である1,982円は本書提出日の前営業日（平成28年11月29日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,255円に対して12.11%をディスカウントした金額となります。</p> <p>なお、当社は、平成27年8月28日開催の取締役会決議に基づき、平成27年8月31日に、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得において、700,000株を1株につき2,389円で取得しております。こちらは、当該自己株式立会外買付取引に係る取締役会決議日（平成27年8月28日）の終値を取得価格としたもので、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日（平成28年11月28日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値からのディスカウントを行った価格を設定している本公開買付けの買付価格（1株につき1,982円）と407円の差異が生じております。</p>

算定の経緯	<p>当社は、通常の運転資金と突発的なリスクへの対応を考慮したうえで、持続的な成長のための投資に内部資金を活用するとともに、業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元を充実していくことにより、中長期的な企業価値の向上を目指しております。株主還元については、業績等を踏まえつつ、持続的・安定的な配当を行うこと、また、経営環境等を総合的に勘案したうえで、必要に応じて自己株式の取得を実施することを基本方針としております。</p> <p>かかる当社の資本政策の基本的な方針を背景として、中国電力に対して、平成28年1月下旬より、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診していたところ、平成28年9月上旬、中国電力より、その保有する当社普通株式の一部の売却を検討する旨の連絡を受けました。そこで当社は、平成28年9月中旬から、当社普通株式を自己株式として取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が公開買付期間中に市場株価の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、適切であると判断いたしました。</p> <p>併せて、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とすること、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格により取得することが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>上記検討を踏まえ、当社は、平成28年10月中旬に、中国電力に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値にディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、協議を行ってまいりました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を平成28年11月上旬に得られました。</p> <p>これを受けて、当社は、平成28年11月上旬より、本公開買付けの具体的な条件について中国電力と引き続き協議を行いました。当該協議を踏まえ、当社は、平成28年11月下旬に、一定期間（本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日である平成28年11月28日までの過去1ヶ月間）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して9%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、中国電力へ連絡したところ、平成28年11月下旬、中国電力は、上記条件で公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である2,500,000株（発行済株式総数に対する割合3.84%）について、応募する意向を表明しております。</p> <p>以上を踏まえ、当社は、平成28年11月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年11月29日の前営業日である平成28年11月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,178円に対して9%のディスカウントを行った1,982円とすることを決議いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,750,000 (株)	(株)	2,750,000 (株)
合計	2,750,000 (株)	(株)	2,750,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(2,750,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(2,750,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

なお、本公開買付けにおいて野村ネット&コール又は野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

株券等の応募の受付にあたっては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、後述のみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。（注2）

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。（注2）

応募株券等の全部又は一部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード	[A]のいずれか1点、 又は[B]のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A]又は[B]のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- 発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

本人確認書類（原本・コピー）は、以下2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

（注2） 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村證券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村證券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金（円）(a)	5,450,500,000
買付手数料(b)	36,000,000
その他(c)	2,500,000
合計(a) + (b) + (c)	5,489,000,000

（注1） 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（2,750,000株）に1株当たりの買付価格（1,982円）を乗じた金額を記載しています。

（注2） 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。

（注3） 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積り額を記載しています。

（注4） その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

（注5） 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	当座預金	6,696,772,847円
	定期預金	50,000,000円
	計	6,746,772,847円

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成29年1月24日（火曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」及び をご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（2,750,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数（2,750,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社のその他の関係会社である中国電力は、保有する当社普通株式の一部である2,500,000株（発行済株式総数に対する割合3.84%）について、応募する意向を表明しております。

なお、当社は、中国電力より、本公開買付け後も中国電力が保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は21,892,259株、発行済株式総数に対する割合にして33.61%）については、現時点において、継続保有する方針であるとの説明を受けております。

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成28年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価（円）	2,285	2,162	2,292	2,154	2,085	2,205	2,296
最低株価（円）	2,122	1,892	1,968	1,939	1,912	2,035	2,035

（注）平成28年11月については、11月29日までのものです。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日 中国財務局長に提出

事業年度 第100期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日 中国財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月10日 中国財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社中電工

(広島県広島市中区小網町 6 番12号)

株式会社中電工 広島統括支社

(広島県広島市南区皆実町一丁目 9 番35号)

株式会社中電工 岡山統括支社

(岡山県岡山市中区平井1164番地 2)

株式会社中電工 山口統括支社

(山口県山口市大内御堀字黒坊上1316番地 1)

株式会社中電工 島根統括支社

(島根県松江市西津田四丁目 7 番10号)

株式会社中電工 鳥取統括支社

(鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地 1)

株式会社中電工 東京本部

(東京都新宿区西新宿六丁目22番 1 号)

株式会社中電工 大阪本部

(大阪府大阪市北区南森町二丁目 2 番 9 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものである。

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。